

## 西脇市市民交流施設条例（令和元年12月19日条例第22号）

最終改正:

改正内容:令和元年12月19日条例第22号 [令和3年5月6日]

## ○西脇市市民交流施設条例

令和元年12月19日条例第22号

## 西脇市市民交流施設条例

(設置)

第1条 文化芸術活動及び健康増進活動をはじめとする多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の連携及び市民交流を促進するため、西脇市市民交流施設(以下「市民交流施設」という。)を設置する。

(位置)

第2条 市民交流施設の位置は、西脇市下戸田128番地の1とする。

(事業)

第3条 市民交流施設は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術活動の支援及び促進に関すること。
- (2) 健康増進活動の支援及び促進に関すること。
- (3) 市民活動の支援及び促進に関すること。
- (4) 地域資源等の情報発信に関すること。
- (5) その他市民交流施設の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第4条 市民交流施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月最終の火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開館時間)

第5条 市民交流施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、特別の理由があるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(利用許可)

第6条 市民交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民交流施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(入館又は利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民交流施設への入館を拒否し、又は前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- (2) 市民交流施設の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 市民交流施設の管理上支障があるとき。
- (5) その他市民交流施設の入館又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用区分に従い、別表第1に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納めるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(目的外利用、権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、市民交流施設を第6条第1項の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 利用者は、特別の設備をし、若しくは造作を加え、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民交流施設の管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を設けさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。

- (4) 災害その他不可抗力による理由により、市民交流施設を利用させることができなくなったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公用又は市民交流施設の管理上やむを得ず利用させることができないとき。
- (原状回復義務)

第14条 利用者は、市民交流施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第15条 入館者又は利用者は、その責めに帰すべき理由により市民交流施設の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(喫茶・軽食コーナーの利用許可)

第16条 喫茶・軽食コーナーを利用し営業しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の利用許可については、第6条第2項、第7条及び第8条第2項から前条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 市民交流施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業

(2) 第6条に規定する利用許可、第7条に規定する入館又は利用許可の制限、第12条に規定する特別の設備等の利用許可、第13条に規定する利用許可の取消し等、第14条の規定に基づく原状回復命令、前条に規定する喫茶・軽食コーナーの利用許可その他利用許可に関連する業務

(3) 第8条及び前条に規定する使用料の徴収、第9条に規定する使用料の減免、第10条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、市長の承認を受けて行うものとする。

(4) 市民交流施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民交流施設の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第10条まで、第12条、第13条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、第4条ただし書の規定に基づき休館日を変更し、若しくは臨時に休館するとき又は第5条ただし書の規定に基づき開館時間を延長し、若しくは短縮するときは、あらかじめ市長の承認を受けてこれを行うことができる。

(使用料の収入)

第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、使用料は、第8条及び第16条の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者が、市民交流施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。(令和3年規則第29号で、同年5月6日から施行)

(準備行為)

2 第17条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者の管理の期間の特例)

3 この条例の公布の日以後最初に指定する指定管理者の管理の期間は、第19条本文の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

## 別表第1（第8条関係）

## (1) ホール

区分			使用料の額						
基本料金	室名		収容人員 又は面積	9:00～12: 00	13:00～17: 00	18:00～22: 00	9:00～17: 00	13:00～22: 00	9:00～22: 00
	ホール	平日	602人	円 9,900	円 13,200	円 19,800	円 23,100	円 33,000	円 42,900
			日曜日、 土曜日及 び休日	809.7㎡	13,900	18,500	27,700	32,400	46,200
	楽屋1		13.7㎡	400	550	850	950	1,400	1,800
	楽屋2		12.8㎡	400	550	850	950	1,400	1,800
	楽屋3		13.3㎡	400	550	850	950	1,400	1,800
	楽屋4		17.8㎡	400	550	850	950	1,400	1,800
	冷暖房			使用料の5割相当額とする。					
	特殊な設備及び器具			市長が別に定める額					

## 備考

- ホールの舞台のみを利用する場合は、基本料金の4割相当額を徴収する。
- ホールの可動式座席を全て収納して利用する場合は、基本料金の7割相当額を徴収する。
- ホールの利用時間を超過して利用する場合は、超過する1時間までごとに、1時間当たりの使用料に納付すべき使用料の1時間当たりの額の2割相当額を加算する。
- 楽屋1から楽屋4までの利用について、利用時間を超過して利用する場合は、超過する1時間までごとに、1時間当たりの使用料に150円を加算する。
- 営利を目的として利用する場合は、基本料金の20割相当額を加算する。ただし、次項に定める場合を除く。
- 営利を目的として、入場料等を徴収してホールを利用する場合において、入場料等の徴収額が1人1回につき、3,000円未満のときは基本料金の10割相当額を、3,000円以上のときは基本料金の20割相当額をそれぞれ加算する。
- 算出した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## (2) スタジオ

区分			使用料の額						
基本料金	室名		面積	9:00～12: 00	13:00～17: 00	18:00～22: 00	9:00～17: 00	13:00～22: 00	9:00～22: 00
		あつまるスタジオ		85.3㎡	円 1,300	円 2,100	円 2,550	円 3,400	円 4,650
	つながるスタジオA		49.2㎡	750	1,200	1,450	1,950	2,650	3,400
	つながるスタジオB		49.2㎡	750	1,200	1,450	1,950	2,650	3,400
	はぐくむスタジオA		59.8㎡	950	1,500	1,800	2,450	3,300	4,250
	はぐくむスタジオB		54.7㎡	950	1,500	1,800	2,450	3,300	4,250
	うごくスタジオ1		69.2㎡	1時間につき650円					
	うごくスタジオ2		104.3㎡	1人1回2時間につき200円					
	ひらめくスタジオ1		71.6㎡	1,100	1,750	2,100	2,850	3,850	4,950
	ひらめくスタジオ2		28.3㎡	550	900	1,100	1,450	2,000	2,550
	たべるスタジオ		82.4㎡	1,550	2,450	2,950	4,000	5,400	6,950
	特殊な設備及び器具			市長が別に定める額					

## 備考

- 利用時間を超過して利用する場合は、超過する1時間までごとに、1時間当たりの使用料に納付すべき使用料の1時間当たりの額の2割相当額を加算する。
- 営利を目的として利用する場合は、基本料金の10割相当額を加算する。
- うごくスタジオ2の回数券1冊（11枚つづり）の額は、2,000円とする。
- 算出した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 別表第2（第16条関係）

区分	使用料の額
喫茶・軽食コーナー	1平方メートルにつき1月1,200円の範囲内で規則で定める額